

保護者の皆さまへ

本校の運営に関しましては、日頃より深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このような状況におきまして、誠に残念なお知らせをすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

この度、本校教員が起こしました酒気帯び運転及び事故報告義務違反につきましては、本校内に懲戒審査委員会を設置し、本人からの事情聴取も含め事実関係について慎重に審査してまいりましたところ、事実関係を確認いたしました。

同人は、平成25年9月26日酒気帯びの状態で自家用車を運転し、大型貨物自動車に衝突、損壊させる交通事故を起こしたにもかかわらず、直ちに事故を警察に申告しなかった。警察官から職務質問を受けた際にも当初飲酒運転の事実を否認したほか、本校の事情聴取にも事実を明確にせず、事実の調査を滞らせた。その後平成25年12月26日付の略式命令により罰金が確定し、事実を認めた。

同人の行為は、道路交通法に違反するだけでなく、学生を指導する立場である教員にあるまじき行為及び対応であり、本校といたしましては、厳しく対処する必要があると決断し、同人を諭旨解雇の懲戒処分に処しましたので、その旨をお知らせいたします。

本校といたしましては、本件の発生を厳粛に受け止め、二度とこのような問題が起きないように再発防止の徹底を図るとともに、法令を遵守し、教職員一丸となって学生教育のより一層の充実を図り、優秀な人材の育成に努める所存であります。

つきましては、学生の皆さんが安心して勉強や課外活動に専念できるよう信頼される学校経営に努めることをここに明言させていただき、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件については、本校ホームページに掲載するとともに、報道機関にもお知らせしたところです。

平成26年1月29日

鶴岡工業高等専門学校長

加 藤 靖